

さいたま市中央区コミュニティ協議会会則

(名称)

第1条 この会は、さいたま市中央区コミュニティ協議会（以下「コミ協」という。）と称する。

(目的)

第2条 コミ協は、地域の環境・福祉・その他の諸問題の解決に向けて、行政と協働して取り組み、区民相互のふれあい及び連帯感のある明るく豊かな、住みよいまちづくりを実践することを目的とする。

(活動)

第3条 コミ協は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 清掃活動等、地域環境の向上に寄与する活動
- (2) 防犯・防災等、地域の安心安全に寄与する活動
- (3) 少子高齢化に対応した活動
- (4) 地域的な課題の解決に向けた活動
- (5) その他、地域の連帯感の醸成に寄与する活動

(組織)

第4条 コミ協は、第2条及び第3条の規定に賛同し、中央区内に事務所または活動拠点を構えている団体（以下「会員」という。）により構成する。

2 コミ協は、会員の代表等を委員（以下「委員」という。）とする。

(入会)

第5条 コミ協に加入の申請をする団体は、入会申込書（様式第1号）を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第6条 コミ協を退会しようとする団体は、退会届（様式第2号）により会長に届出なければならない。

(役員)

第7条 コミ協に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 20名以内
- (4) 会 計 2名
- (5) 監 事 2名

(役員を選出)

第8条 理事は、委員の互選により選出する。

- 2 会長、副会長及び会計は、理事の互選により選出する。
- 3 監事は、理事以外の委員の中から理事会において選出する。
- 4 会長、副会長及び会計は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、コミ協を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務を遂行することが困難な場合は、あらかじめ会長が指定した順位によってその職務を代行する。
- (3) 理事は、会長及び副会長を補佐し、コミ協の運営に参画する。
- (4) 会計は、コミ協の会計事務を処理する。
- (5) 監事は、コミ協の会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 会長は、理事会に諮って顧問を置くことができる。

(総会)

第12条 コミ協は、総会を毎年1回、会長の招集によって開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 総会の議長は、その都度決める。

3 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 事業の報告及び計画に関すること。
- (3) 役員承認に関すること。
- (4) 会則の改廃に関すること。
- (5) その他重要な事項の決定に関すること。

4 前項第1号の規定にかかわらず、会計年度の初日から予算が成立するまでの間においては、前年度の予算に準ずる範囲において、収入及び支出することができる。

5 緊急を要し総会を開く暇がないときは、理事会において決定し、次の総会において報告し、承認を得る。

6 総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

7 不測の事態が発生し総会の開催が困難な場合、会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

8 前項の規定により表決した会員は、第6項の規定については、総会に出席したものとみなす。

(理事会)

第13条 コミ協の理事会は、会長、副会長、会計、理事をもって構成し、必要な都度会長が招集する。

2 理事会の議長は、会長が務める。

3 理事会は、総会へ提出する議案の検討のほか、会への入会、会員資格の取り消し等コミ協の運営に必要な事項を審議し、決定する。

4 理事会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 理事会は、必要に応じて委員以外の方の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(部会)

第14条 コミ協は、第3条の活動を充実させ円滑に行うため、理事会に諮り必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第15条 コミ協の事務局を中央区役所コミュニティ課内に置く。

2 事務局長は、中央区役所コミュニティ課長をもって充て、事務局を代表し、業務を統括する。

3 事務局は、総会及び理事会の決定に基づき、事業実施に必要な業務に従事し、その業務の遂行については事務局長が決するものとする。

4 収入または支出があるときは、伺書（歳入調定・支出命令書）に根拠となる書類を添付し、事務局長の決裁を受けるものとする。

(会計年度)

第16条 コミ協の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第17条 コミ協の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか、コミ協の運営に必要な事項は、理事会で協議し定めるものとする。

附 則

この会則は、平成16年4月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年4月8日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月7日から施行する。

様式第2号（第6条関係）

退 会 届

年 月 日

さいたま市中央区コミュニティ協議会会長 あて

所在地
名 称
代表者

中央区コミュニティ協議会を退会いたしたく、届出いたします。